

太平洋諸島学会会則

令和3年（2021年）10月16日改正

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、太平洋諸島学会（英文では Japan Society for Pacific Island Studies）と称する。

（事務局）

第2条 本会は、会長が指定する場所に主たる事務局を置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、太平洋諸島地域の研究を通じて、関係諸国や関連学会との学際的交流並びに国際協力・交流の実践者との交流を深めながら、地域研究者の人材育成を図るとともに、太平洋地域の友好と発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）学会誌「太平洋諸島研究、英語名：Journal of Pacific Island Studies」の発行
- （2）研究大会・研究会並びにシンポジウムの開催
- （3）太平洋諸島に関する調査・研究
- （4）太平洋諸島研究者の人材育成
- （5）国内外の関連学会との学術交流
- （6）政府又は地方団体が策定する諸政策等への提言
- （7）政府、団体又は企業等が実施する諸事業に対する協力
- （8）その他、本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

（構成員）

第5条 本会に次の会員を置く。

- （1）正会員 本会の目的に賛同し、別に定める会費を納める者

- (2) 学生会員 学生の身分を有し、別に定める学生会費を納める者
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、寄付金等の貢献のある法人、団体又は個人
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって本会の議決権のある会員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の正会員になるには、入会申込書を事務局に提出して理事会の承認を受けなければならない。

2 本会の学生会員になるには、指導教員又はそれに準ずる者の推薦状を添えた入会申込書を事務局に提出して理事会の承認を受けなければならない。

3 本会の賛助会員になるには、所定の申込書を事務局に提出して理事会の承認を受けなければならない。

(会員の義務と権利)

第7条 本会の会員は、次の義務と権利を有する。

- (1) 研究誌の受領
- (2) 本会事業への参加
- (3) 正会員と学生会員は、別に定める会費の納入
- (4) 本会諸規定の遵守

(会員資格喪失と退会)

第8条 会員は退会届けを事務局に提出することで、いつでも退会できる。但し、既納の会費及び寄付金は、これを返還しない。

2 2年以上の会費納入がないとき、又当該会員が死亡したとき、その資格を喪失する。

3 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたときなど、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

第4章 総会

(機能)

第9条 総会は年1回開催し、4年ごとに理事を改選する。

2 総会の議長は、会長又は出席会員の中から会長が指名した者がこれに当たる。

3 役員が事業計画、予算・決算、その他会務に関する事項について報告する。

4 その他、決議事項が生じたときに審議し、決議する。

5 総会の決議は委任状を含めた正会員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第5章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- (3) 企画編集委員 若干名

2 役員の任期は4年とし、再任は妨げない。

3 理事のうち1名を会長、必要に応じて若干名の副会長を置く。

4 理事と企画編集委員は兼務できる。

5 監事は他の役員を兼務できない。

(役員を選任)

第11条 理事は、原則として、別に定める規程により会員の選挙によって選出する。

2 会長、副会長は、理事の互選により選出する。

3 企画編集委員は、理事会の承認を得て会長が会員の中から選任する。

(役員の職務及び権限)

第12条 会長は、会務を統括し、総会・理事会を招集する。副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

2 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

3 理事会は、本会業務執行の決定をする。

4 監事は、他の役員の職務の執行並びに会計状況を監査する。

5 企画編集委員は、企画編集委員会を構成し、学会事業の企画、研究誌の編集並びに 投稿論文の審査、掲載の可否の決定を行う。

6 会長は、事務処理のために事務局を指定し、事務局長を置くことができる。

第6章 会計と会則改訂

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産管理)

第14条 本会の資産は理事会が管理し、その方法は協議の上で定める。

(会則の改訂)

第15条 本会則の改正は、役員会の審議を経て、総会の承認を必要とする。

2 前項の承認には、総会出席者の過半数の賛成を必要とする。

附則

1. 本会則は、平成24年（2012年）9月11日から施行する。

2. 年会費は、正会員8,000円、学生会員4,000円とする。

3. 研究誌への投稿規定は、別途定める。

（改正履歴）

平成24年（2012年）9月11日制定

平成28年（2016年）7月9日総会にて改正

令和3年（2021年）10月16日総会にて改正